

四国中央市人権・同和教育基本方針

平成 25 年 9 月 25 日策定
四国中央市教育委員会

世界人権宣言は、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とうたっています。

我が国でも、日本国憲法において、全ての国民は法の下に平等であるとし、個人の生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を保障しています。そして、現在、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）は、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにしています。

四国中央市では、四国中央市人権尊重のまちづくり条例（平成 16 年 7 月 6 日条例第 191 号）を制定し、人権尊重都市宣言（平成 17 年 3 月 2 日議決）を行い、四国中央市人権施策基本計画を策定して、人権という普遍的な文化の創造を目指し、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに関する様々な人権問題の解決に向けた取り組みを進め、市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めるとともに、人権尊重の視点に立った行政を推進しています。

このような中、今なお、現代社会には、同和問題をはじめとする様々な人権問題が現存し、さらに、社会の急激な変化に伴い、インターネットによる人権侵害など、私たちの周りには新たな人権課題も生じています。

四国中央市教育委員会では、これまでの人権・同和教育の成果や視点を継承するとともに、「差別の現実から深く学ぶ」という原則に立ち、市民の人権尊重の意識を高め、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目指す人権・同和教育を推進します。

「差別の現実から深く学ぶ」ことは、同和問題をはじめ、様々な差別や抑圧を受けている人々の生活実態や思い、さらには願いに寄り添い、そこに立って教育実践を積み重ねていく取り組みであり、差別の克服を「思いやり」や「心がけ」だけの問題ではなく、自己の変革をともなう実践課題につなげていくことを、教育、啓発の基本姿勢とします。

（基本認識）

- 1 教育行政は、人権問題の解決には教育の果たす役割は大きいという基本認識に立ち、四国中央市人権尊重のまちづくり条例等の趣旨を踏まえ、全ての教育機関及び地域社会において人権・同和教育を積極的に推進します。

（学校教育）

- 2 学校教育においては、人権尊重の理念を全ての教育活動の基礎におき、進路を保障する教育の実践、同和問題学習をはじめとする様々な人権学習の推進及び仲間意識に支えられた集団づくりを通して、人権の確立と差別解消に向けた幼児・児童・生徒の実践力を育成します。また、一人ひとりの教職員が、差別の現実に学ぶことを基本理念として、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決への確固たる姿勢を確立するとともに、人権・同和教育を推進するための資質と実践力を高めるよう努めます。

（社会教育）

- 3 社会教育においては、地域社会に人権文化を根付かせるため、生涯学習の観点に立ち、同和問題学習をはじめとする様々な人権学習の機会を設定し、人権が市民一人ひとりの身近な問題であることの認識を深め、日常生活において態度や行動に現れるような市民の豊かな心を育成します。

（指導者の育成と活用）

- 4 学校教育及び社会教育のあらゆる場を通じた人権・同和教育の充実に向け、深い知識と実践力を身に付けた指導者を養成するとともに、その指導力を活かす場の充実に努めます。

（人権教育協議会）

- 5 学校、家庭、地域社会等が一体となって人権・同和教育を総合的に推進するため、四国中央市人権教育協議会の育成と支援に努めます。

この方針の実施に当たっては、愛媛県教育委員会及び関係諸機関・諸団体と連携して、公教育としての主体性を守り、広く市民の理解と協力を得て総合的に推進します。